

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R4 単価契約利根上不動産鑑定評価等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和4年4月13日	(株)宮本不動産鑑定事務所 茨城県猿島郡境町104-5	3050001013992	会計法第29条の3第4項予決令102条の4第3号 本業務は、利根川上流河川事務所が施行する利根川改修(上流)事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性や経験を必要とすることから「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」及び「業務実施方針」、「取組指針」などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社宮本不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	非公表	177,100 (基準単価)	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R4単価契約利根上不動産鑑定評価等業務（その2）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和4年4月13日	REA増田不動産鑑定事務所 茨城県坂東市岩井4355-10	-	会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号本業務は、利根川上流河川事務所が施行する利根川改修（上流）事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性や経験を必要とすることから「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」及び「業務実施方針」、「取組指針」などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 REA増田不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	非公表	177,100 (基準単価)	-	-	単価契約 単価×予定数量 =3,099,800

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
第71回利根川水系連合・総合水防演習運営検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 津森 貴行 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和4年7月12日	(株) サードセンス 東京都千代田区神田 淡路町一丁目11番 8 淡路町UKビル	9010001091905	会計法第29条の3第4項予令第102条の4第3号本業務は令和5年度に利根川にて実施される第71回利根川水系連合・総合水防演習について、演習を円滑かつ効果的に行うための進行計画の企画検討や演習実施に向けた関係各機関の調整支援、演習会場全体のレイアウト作成（「施設配置計画」、「動線計画検討」、「会場整備計画図作成」、「音響システム図作成」、「映像システム図作成」、「電気系統図作成」）及び演習の事前告知用の広報素材の作成を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務理解度、実施フロー及び工程計画などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。(株) サードセンスは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	15,972,000	15,972,000	100%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。